

国立大学法人三重大学経営協議会における国立大学法人三重大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ

令和5年3月17日  
経営協議会決定

国立大学法人三重大学学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号に規定する国立大学法人三重大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）において選出する委員については、学長予定者の選考、学長の評価及び任期、解任についての審議・決定等の重要な役割を担うものであることから、「国立大学法人三重大学経営協議会学外委員の選考方針」（令和5年2月21日学長裁定）を踏まえ、以下の観点から選出する。

第1 経営協議会の学外委員は、以下の観点から選出されている。

- (1) 学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有するものであって、これまでの経験・実績から社会的信用を有しており、本学の理念・目標を深く理解したうえで、戦略的かつ効果的な助言・意見を述べることができる者であること。
- (2) 選考にあたっては、本学の特色を踏まえ、業界（分野）、組織形態、地域等のバランスを十分考慮しながら、次に掲げる者の中から選考すること。
  - イ 教育・研究及び医療・福祉に深い知見・実践経験を有する者
  - ロ 自治体の関係者
  - ハ 企業経営に知見・経験を有する者又は産業界関係者
  - ニ 教育界に知見・経験を有する者
  - ホ 地域振興、国際化等に知見・経験を有する者
  - ヘ 同窓会の関係者
  - ト その他多様な知見・経験を有する者
- (3) 新たな視点からも助言・意見が得られるよう、これまでの在任期間及びダイバーシティ（多様性）にも考慮し、選考すること。

第2 第1により、経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員は、学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保し、大学のミッション及びビジョンを適切に実現できる学長予定者の選考等を行う観点から、各委員の経歴及び委員の構成、さらには学長選考・監察会議委員としての継続性を考慮したうえで、経営協議会の合議により選出する。

第3 この申合せに定めるもののほか、経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考について必要な事項は、経営協議会の議を経て別に定めることができる。

付 記

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。